

プロジェクト研究 生徒指導・生活指導における 指導体制

著者	吉田 哲也, 澤田 英輔, 高橋 宏和, 早貸 千代子, 山合 洋人, 山本 智也, 横尾 智治
雑誌名	筑波大学附属駒場論集
巻	57
ページ	111-112
発行年	2018-03
URL	http://hdl.handle.net/2241/00153550

生徒指導・生活指導における指導体制

筑波大学附属駒場中・高等学校 生徒部

吉田 哲也・澤田 英輔・高橋 宏和
早貸千代子・山合 洋人・山本 智也
横尾 智治

生徒指導・生活指導における指導体制

筑波大学附属駒場中・高等学校 生徒部

吉田 哲也・澤田 英輔・高橋 宏和
早貸千代子・山合 洋人・山本 智也
横尾 智治

要約

生徒指導・生活指導などの案件が発生したときには、担任団で生徒指導を担当する教諭が聴取などを行い、学年の担任団で指導をして会議にて報告を行う。特別な案件の場合において担任団と生徒部（生徒指導部）などが協力し指導していくのが実情である。本校においては、生徒同士の諍いによる生徒指導案件はほとんど発生しない。一方で、保護者の無干渉・過干渉などが原因と考えられる、生徒のコミュニケーション能力の低下に起因する案件が何件か発生している。生徒が自身の気持ちを上手く他者へ伝えることが出来ずに指導の対象となってしまう案件が多く見られた。このような生徒に対する生徒指導においては、生徒部に配置している特別支援教育コーディネーターの存在が重要であった。生徒指導における担任団・生徒部・特別支援コーディネーターが協力して生徒指導を行うことで、生徒の自己肯定感・自尊感情を高め自己実現を図れるようにサポートしていける指導体制について検討する。

キーワード：生徒指導、コミュニケーション能力、特別支援コーディネーター

1 本校の現状

昨年度の報告¹⁾にあるように、本校は高校の自治会組織を中心とした学校行事（音楽祭・体育祭・文化祭）に注力する生徒が多く、必然これを支えているHR担任の負担は相当に大きい。年間に発生する生徒指導案件はさほど多くはないが、いざ発生した場合に担任団だけで対応していくのは厳しい状況もある。

本校では、生徒部にプロパーとして中学生・高校生それぞれに生徒指導担当教諭を配置している。軽微な案件に関しては担任団が指導するが、それ以外では生徒部が聴取し指導原案を作成、その後の指導を担当団と協力して行っている。また、生徒部には特別支援コーディネーターを配置しており、発達障害と思われる生徒（医師の診断があるわけではなく教員による判断を含む）やコミュニケーション能力に問題を抱える生徒などへのバックアップ体制も整えている。一方、生徒の状況としては知的好奇心が旺盛な生徒が多く、運動能力は低いが活発な生徒が多い。低学年では特に、互いの意見を尊重することなく自論を主張しすぎるあまりに問題へと発展してしまったり、SNS への意識が

さほど高くない生徒が不用意に個人情報などをアップロードしてしまうケースもある。

2 教員の対応

このような状況にある本校において生徒指導案件が発生した場合に、担任団・生徒部・特別支援コーディネーターがどのように対応しているのかいくつかの事例について紹介する。

2.1 不適切動画のアップロード

友人にそそのかされて授業中に不適切な発言を行った生徒の様子をスマートフォンで撮影。動画を生徒が作成した学年 LINE にアップロード。

教員の対応：学年担任団がこの情報を入手し、素早い対応で関係生徒から事情を聴取。担任団から生徒部への報告後、生徒部による指導。

2.2 規範意識・コミュニケーション能力の欠如

授業中の雰囲気・内容などに不満はあるものの、言葉を使って担当教員へ伝えることが出来ず、不適切な行為に及ぶ。

教員の対応：このケースでは当該生徒が担任に報告に向かうのとほぼ同時に、担任が情報入手。素早い対応で関係生徒から事情を聴取、生徒部への報告、担当教員への謝罪。担任による聴取とは別に生徒部による聴取を行い、生徒部および学校長による指導。

2.3 生徒用 PC の不適切な使用

生徒用 PC を用いて作業を行う際に、自分の都合のみを優先し、不当な操作を行う。

教員の対応：情報端末担当教諭から生徒部長へ報告。案件が情報系という事もあるが、担任団による指導よりも先に情報端末担当教諭から、重大な事案であることの指導があり生徒部による指導。

2.4 近隣住宅への迷惑行為

キャッチボールに使用していたボールをグラウンド奥へ投球。フェンスを越えて近隣住宅へ。

教員の対応：近隣住宅からの通報により発覚。担任と生徒部が事実確認。生徒部による事情聴取。生徒部が当該生徒と共に謝罪。生徒部による指導。

2.5 発達障害と考えられる生徒の行動

自身の行動が他人へどのような影響が及ぶのかまたは及んでいるのかという思考のステップが踏めない事に起因する数件の指導案件。

教員の対応：当該生徒との信頼関係が構築されている担任団による指導（説明）と特別教育支援コーディネーター（生徒部所属）による指導を並行して実施。正しい社会性を身につけられるようあらゆる可能性を模索しながら指導を継続。

3 まとめ

ここに記載した事例については、ほとんどが規範意識が欠如している生徒によるものと言って間違いはない。ほとんどの本校生徒は小学生時代の学力は高く、叱られた経験に乏しいと考えられる。また保護者からは、過干渉あるいは過保護に育てられた結果として、これらの事案に対して、自分のとるべき行動を考えることが出来ていない。しかし、関係する教員が指導を行うと、自らの行動の愚かさを理解し、どのように対処すべきだったのか深く反省し、指導の後はほぼ健全に学校生活を送っている。

「学年 LINE だから動画をアップしても大丈夫」という事例は、おそらくどの学校でも発生していることと思われる。様々な情報が TV や web のニュースなどで流れると、生徒達は頭では愚かな行為であると理解し

ていても、自らの行動にあてはめて考えられていないようである。また、下校時刻や始業時刻に迫られたときに、「後で対応すれば大丈夫」と考えてしまった事例もあった。何を大切にすべきなのかを考えもせず、理解もさせずに成長させてきた結果である。

このような生徒達への対応であるが、生徒間でのトラブルの場合には、生徒達の性格を熟知している担任団が中心となって指導を行う事が望ましいと言えよう。しかしながら、社会規範に反した行動をとってしまった場合には、生徒部による指導が重要であると考えられる。いずれの場合においても重要なのは、どの教員も同じスタンスでの指導を行うことである。事の善悪が判断できない生徒は、教員による指導を通してルールを学んでいく。かつては、それぞれの教員による味のある指導というものがあつたが、指導にブレがあるのは好ましくない。教員にとって重要な事は、生徒が正しく社会生活を営んでいける大人へと成長を促すことである。大袈裟に言えば、中高生が学校生活の中で失敗しないことはない。問題は、生徒が同じ過ちを繰り返さないように、自分自身で行動を律することが出来るような指導をしていかなければならない。一方で、ネガティブな思考に陥らないように自尊感情を高めていけるようなサポートも必要である。そのような指導を行うために担任団がどのような姿勢で生徒への指導を行っているのか。生徒達の学校生活をサポートするための、よりベストな指導体制について継続して検討していく。

【参考文献】

- 1) 鈴木清夫他（2016）『筑波大学附属駒場論集 第56集』pp.113-142 筑波大学附属駒場中・高等学校

（執筆担当・文責 生徒部長 吉田哲也）